



↑いみず地域共生プラン
全体版はこちら



れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和3年度～令和12年度】

いみず地域共生プラン

第2次射水市地域福祉計画 第3次射水市地域福祉活動計画

射水市成年後見制度利用促進基本計画 射水市再犯防止推進計画

地域福祉計画とは

地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることができる社会を目指す計画です。

地域福祉活動計画とは

市町村社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などによる複雑化・複合化した課題を抱える世帯が見られることや、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

～地域共生社会とは～

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



計画の基本理念

基本理念

みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

本計画では、第2次射水市総合計画の基本方針である「健康でみんなが支え合うまち」を踏まえ、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指し、基本理念を「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」とします。

計画の基本目標

1 ともに支え合う人づくり

地域福祉推進の主役は市民です。

みんながつながり支え合う社会をつくるためには、一人ひとりお互いに思いやり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動に参加しようという意識の醸成が必要です。

地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次代を担う子どもたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う“人づくり”を進めます。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域の生活課題や住民ニーズに的確に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠であり、受け皿となる地域の住民主体の支え合いの組織が必要です。

支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進していくほか、すべての人の権利侵害、虐待、暴力、差別、偏見を防ぎ、災害、犯罪、事故から守り、みんなが安心して暮らせる“地域づくり”を進めます。

3 自分らしく生活できる仕組みづくり

社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も複雑化・多様化している中で、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

断らない相談体制の整備や切れ目のない支援の実施、犯罪や非行をした人の社会復帰支援など、一人も取り残さない支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる“仕組みづくり”を進めます。

基本目標

施策の方向

施策

1

人づくり
ともに支え合う

1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

- ① 地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援
- ② 民生委員・児童委員活動の環境整備
- ③ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成
- ④ 地域振興会等自治組織との連携・協働
- ⑤ ボランティア・NPO活動の推進

2 福祉人材の育成

- ① 人材の確保・育成・定着支援
- ② 福祉の仕事の魅力発信

2

地域づくり
安心して暮らせる

1 住民主体の活動環境の整備

- ① 地域支え合いネットワーク事業の推進
- ② ケアネット活動の推進

2 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度の利用促進
(射水市成年後見制度利用促進基本計画)
- ② 虐待及びDV防止対策の推進
- ③ 差別・偏見の解消

3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

4 災害時の支援体制の整備

- ① 避難行動要支援者支援制度の推進
- ② 福祉避難所の拡充

3

仕組みづくり
自分らしく生活できる

1 包括的な相談支援体制の構築

- ① 断らない相談体制の整備

2 全庁的な体制整備

- ① 庁内の部局横断的な連携体制の整備

3 制度の狭間の課題解決

- ① ひきこもり支援の推進
- ② 生活困窮者の自立支援
- ③ ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援
- ④ 空き家・ごみ屋敷対策の推進

4 更生支援の推進

- ① 更生支援の推進 (射水市再犯防止推進計画)

5 福祉分野以外との連携

- ① 農業・商業と福祉の連携
- ② 公共交通との連携

6 福祉サービス事業者への支援

- ① 地域における公益的な取組の推進
- ② 事業者の参入促進・育成支援
- ③ 市社会福祉協議会の機能強化

計画の新たな視点

本計画の策定に当たり、以下の5つの視点を反映させました。

- ① 改正社会福祉法により追加された計画に盛り込むべき事項(地域における福祉に関して共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項)
- ② 「自助・互助・共助・公助」の適切な在り方の再構築
- ③ 感染症等に対応した新たな地域福祉活動
- ④ Society5.0の実現に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進
- ⑤ SDGsの達成に向けて

計画の位置付け

「射水市地域福祉計画」と「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画は、基本理念や目標を共有することから、一体的に策定しました。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として位置付けられています。

「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に委ねるものとします。

計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

計画の推進体制と進行管理・評価

1 推進体制

本計画は、市と市社会福祉協議会が一方的に行うことにより達成できるものではなく、市民、地域振興会、地区社会福祉協議会、関係団体・機関、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者などの参画が不可欠であり、相互の理解と協力の下で推進していきます。

2 計画の公表と周知

計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公表・周知に努めていきます。

3 計画の評価と見直し

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。本計画の中間年となる令和7年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

いみず地域共生プラン【概要版】

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画 射水市成年後見制度利用促進基本計画・射水市再犯防止推進計画

(令和3年度～令和12年度) 令和3年3月発行

射水市福祉保健部地域福祉課

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1 TEL: 0766-51-6625 FAX: 0766-51-6657

社会福祉法人射水市社会福祉協議会

〒939-0351 富山県射水市戸破 4200 番地 11 TEL: 0766-55-5201 FAX: 0766-55-5208